

告 示

埼玉県告示第千二百二十五号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十一月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（境界点座標変換）

三 作業地域

さいたま市南部建設事務所管内（さいたま市浦和区大原一丁目地内 外）

四 作業期間

令和四年九月二十日から令和五年三月十七日まで